

# 障害者虐待防止研修

～やさしい「障害者虐待防止法」のじかん～

放課後等デイサービス  
わくわくクラブ

# 代表的な障害者虐待事件①

## サン・グループ事件

滋賀県の肩パッドの製造・加工工場サン・グループにて。住み込みで働く従業員の知的障害者への10年以上にわたる虐待（暴行、監禁、長時間労働）、賃金不払い、障害基礎年金の横領。

## 水戸アカス事件

茨城県水戸市の段ボール加工会社アカス紙器にて。知的障害者を積極的に雇用し、地元の名士として尊敬されていた社長が虐待を日常的に行う。拷問とも呼ぶべき暴行・虐待（角材で殴る、腐ったバナナを食べさせる、膝の上に漬物石を置いて長時間正座など）。女性に対しては頻繁な性的虐待も行われた。TVドラマのモデルにもなる。

## 代表的な障害者虐待事件②

### 白河育成園事件

福島県西郷村にて。園生の8割が東京都出身。都内で入所施設の待機者が多いことに目をつけ、利用者の親から一人800万円を支払わせ入所させる。10代、20代の利用者に睡眠薬を大量に投与し、午後6時～午前6時まで寝かせるというやり方で生活を管理。

### カリタスの家事件

福岡県の知的障害者施設「カリタスの家」にて複数の職員が殴る・蹴るの暴行の他、炭を食べさせる唐辛子を目にすり込むなどの虐待を繰り返す。施設長も自ら、入所者に沸騰した湯で入れたコーヒーを無理やり飲ませ、口や喉などのやけどで約1か月の重傷を負わせた。また利用者の預金口座から900万円を勝手に引き出し、資金に流用。

# 何が問題か①

虐待されている我が子を守るのではなく、虐待している施設や雇用の場を守ろうとする親たち

「こんな子、少々殴られたっていいんです」

・・・屈折した心情

**←こうさせているのは？**

## 何が問題か②

- 目の前には支援の難しい利用者。職員は疲れ切っている。誰かが叩いてしまう。自分だってうまくはやれない。目撃した職員は止められない（たとえこれではいけないと分かっている）。虐待はエスカレート。  
→一旦エスカレートした虐待は止めづらい。
- 「大学で学んできたことなんか、現場で通用するか?!」  
という先輩。上司や先輩がつくる暗黙のルール。  
→新人職員への同調圧力  
→立ち向かうジレンマ

障害者虐待防止法(平成24年10月施行) の目的は、

障害者の**権利**および**利益**の擁護

# 私たちにとっての、権利・利益って・・・？

権利

寝る、美味しい物を食べる

安心して過ごせる

身体のプライベートゾーンを守られる

行きたいところへ行く

利益

自分の意思を伝えられる、分からないことを教えてもらえる

養護者から愛情を受けられる

良いことをしたときには認めてもらえる

自分らしく生きる、学ぶ、成長する

障害のある方の権利・利益も  
同じように護られる必要がある

# 障害者虐待の類型

- I 身体的虐待 ●
  - 本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する
- II ネグレクト ●
  - 性行、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる
- III 心理的虐待 ●
  - 叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束など
- IV 性的虐待 ●
  - 脅し、侮辱、無視、嫌がらせなどで、精神的に苦痛を与える
- V 経済的虐待 ●
  - 食事や排せつ、入浴など、身辺の世話や介助をしない

# 「虐待」の種類

だれに対して？	障害者虐待	児童虐待	高齢者虐待
だれがする？	養護者 施設従業者	養護者(母・父)	養護者(息子↑) 施設従事者( )
虐待類型の傾向	①身体的虐待 ②心理的虐待	①心理的虐待 ②身体的虐待	身体的虐待
被虐待者の傾向(年代等)	20歳～59歳 知的障害	①小学生 ②3歳～学齡前	女性で重度の方↑
件数(H27年)	養護者：1,593件 施設従業者：339件	103,286件	養護者：15,976件 施設従事者：408件

# 「障害者虐待」って誰がするの？

1 養護者

2 施設従業者(私たち)

3 使用者(障害者を雇用する会社の雇用主等)

虐待者は、圧倒的に **男性** が多い！

法律では、虐待を受けた**疑い**がある

市町村

通報先は



障害者を**発見した人**に、

**通報**する**義務**を定めています！



「通報しない」という選択肢はありません。

注意して終わらせてしまい、

通報しないで済ませるということもできません。



A職員が、子どもを部屋に閉じ込めて、鍵をかけていた！



子どもが  
暴れてたんで  
つい……

これって、虐待・・・？



先輩など

責任者

市町村



# 行動問題予防の落とし穴・・・「身体拘束」

正当な理由なく身体を拘束することは**身体的虐待**です。



① **車いすやベッド等に縛り付ける**

② **手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける**



③ **行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる**

④ **支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する**

⑤ **行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる**

⑥ **自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する**



# やむを得ず = 「身体拘束」の要件

## 1 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い！

## 2 非代替性

身体拘束や行動制限の他に、代わりになる方法がない！

## 3 一時性

身体拘束や行動制限は、あくまで一時的！

## 思いつきの対応にならないためにー

会議等で、  
組織としての  
検討



個別支援計画に  
記載  
(理由・やり方・いつ?)



本人・家族への  
説明と同意

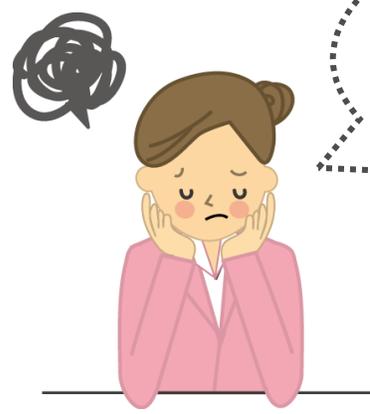


身体拘束時の  
記録





Aさんは気分がすぐれないときに、私が少しでも目を離すと、  
**ご自分の顔をものすごい力で叩くんです・・・**



ずっとそばについていても、  
動きが素早くて、防げません

Aさんには、  
手にミトンをはめて  
もらいましょう



これは **あり？ なし？**

あり／なし にした理由は？  
.....

施設・事業所における虐待防止を**徹底**するために

- 私たちの施設・事業所の設置者(理事長等)・管理者(施設長等)は、都道府県の障害者虐待防止研修を受けたことがある。
- 私たちの施設・事業所には、虐待防止委員会がある。
- 私たちの施設・事業所は、各部署ごとに虐待防止に取り組む担当者(虐待防止マネージャーなど)が決まっている
- 全職員が施設・事業所内、あるいは外部で虐待防止の研修を受けている
- 「障害者虐待の防止と対応の手引き」などを参考にし、活用している

# 虐待防止のための体制

## 虐待防止委員会



委員長：管理者

委員：利用者や家族の代表者

苦情解決第三者委員

虐待防止マネジャー(児発管など)

## 虐待防止委員会の役割

- ・ 研修計画の策定
- ・ 職員のストレスマネジメント
- ・ 苦情解決
- ・ 分析と防止の取組み検討
- ・ 事故対応の総括

## 虐待防止マネジャー



## 虐待防止マネジャーの役割

- ・ 各職員のチェックリストの実施
- ・ 倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ ひやりハット事例の報告、分析等

# 役割・担当の確認

虐待防止委員会

虐待防止マネジャー